

国民保護業務計画

平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県石油商業組合

目 次

第1章 総 則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 基本方針

第2章 平素からの備え

- 第1節 活動体制の整備
- 第2節 関係機関との連携
- 第3節 石油製品の供給能力および配送用ローリー保有状況の把握
- 第4節 訓練の実施

第3章 武力攻撃事態等への対処

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 石油製品の供給体制の確保

第4章 緊急対処事態への対処

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 緊急対処保護措置の実施

第5章 計画の適切な見直し

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等（武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において鳥取県石油商業組合（以下「組合」という。）が実施する国民保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）および緊急対処事態における緊急対処保護措置に関する業務を的確かつ迅速に実施することを目的に定めるものである。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他関係法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、鳥取県国民保護計画およびこの計画に基づき、組合員事業者の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、国民保護措置に関する業務に万全を期するものとする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1 情報収集と連絡網の整備

- (1) 組合は、武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集できるよう関係機関との連携を密にするほか、組合職員、組合員事業者との連絡網、連絡手段等の必要事項について予め定めておくものとする。
- (2) 夜間、休日等に拘わらず常時、連絡可能な体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合にも連絡体制に支障が生じないように連絡ルート多重化、代行者の指導等、体制の整備に努めるものとする。

2 緊急参集体制及び活動体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、組合における必要な体制を整備し、組合職員及び組合員事業者の緊急参集等について予め必要な事項を定め、対象者に周知するものとする。
- (2) 緊急参集を行う組合職員については、武力攻撃事態等により交通機関の途絶、職員または職員の家族の被災等により参集が困難な場合等を考慮し、複数の参集経路、交通手段または職員相互の連絡体制を事前に確認しておくものとする。

第2節 関係機関との連携

平素から関係省庁、地方公共団体、指定地方公共機関等の連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 石油製品の供給能力および配送用ローリー保有状況の把握

組合は、組合員が保有する給油所等の油種毎のタンク容量および配送用ローリーの台数および容量等を把握しておくものとする。

第4節 訓練の実施

平素より的確かつ迅速な国民保護措置の実施が可能となるよう、組合内における訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 活動体制の確立

1 鳥取県石油商業組合国民保護対策本部の設置

- (1) 鳥取県知事から鳥取県国民保護対策本部を設置した旨の通知がなされた場合には、直ちに組合内に鳥取県石油商業組合国民保護対策本部（以下「組合対策本部」という。）を設置する。
- (2) 組合対策本部を設置したときは、鳥取県国民保護対策本部にその旨を連絡するものとする。
- (3) 組合対策本部は、組合における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、関係機関への連絡、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

2 職員等の緊急参集

組合は予め定めた緊急連絡方法に基づき全職員を参集させるほか、必要に応じて組合員事業者から要員を組合対策本部要員として参集させるものとする。

第2節 石油製品供給体制の確保

- 1 鳥取県知事から緊急車輛、緊急物資輸送車輛、避難住民輸送車輛等に対する燃料供給の指示があった場合には、組合員事業者との連携を図り石油製品の在庫数量の確認、供給体制を確保し、速やかに指定された地域または近隣地域の供給可能な給油所の所在等の連絡を行うものとする。
- 2 1 に掲げる車輛に係る燃料または灯油、重油について鳥取県知事が指定する場所への配送が必要な場合は、配送用ローリーを保有する組合員事業者との連携により消防法その他関係法令に十分な配慮をしつつ適切に対応することとする。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

1 鳥取県石油商業組合緊急処理事態対策本部の設置

- (1) 鳥取県緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて組合内に鳥取県石油商業組合緊急処理事態対策本部（以下「組合緊急処理事態本部」）を設置する。
- (2) 組合緊急処理事態本部を設置したときは、鳥取県緊急処理事態対策本部にその旨を連絡するものとする。
- (3) 組合緊急処理事態本部は、組合における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、関係機関への連絡、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容および実施方法については、この計画における武力攻撃事態等の国民保護措置を準用するものとする。

第5章 計画の適切な見直し

- 1 この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的に変更するものとし、変更を行った場合は軽微な変更を除き、鳥取県知事、関係市町村長に報告するものとする。
- 2 この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。